**施策の基本方針について**

**資料３－３**

**（１）一般廃棄物**

現行計画では、食品ロスの削減、資源化可能な紙類や容器包装プラスチックの分別排出等を推進することで排出量や再生利用率等の改善を図ってきた。次期計画においては、これまでの方針に加え、プラスチックごみの３Rにも焦点を当て、対策を実施していくこととする。

| 目標項目 | | H26年度  (2014) | R1年度  (2019) | 主な取組の実施状況 | 現状と課題 | 今後の取組を考える上での視点 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排出量 | 生活系  ごみ | 189万ｔ | 182万ｔ  (－7万t) | ・可燃ごみの有料化（20市町村）  ・「おおさか３Rキャンペーン(10~11月)」を開催し、マイバッグの常時携帯等を府民に啓発  ・フリーマーケット等を開催（11市町）  ・生ごみ処理機の導入支援（24市町）  ・食品ロス削減の啓発資材の作成・配布 | ・大阪府内では、約半数の市町村が生活系ごみの削減効果の高い**「可燃ごみの有料化」**を　　実施しているが、過去５年では新たに実施した市町村が無いため、**今後、有料化に取り組む市町村を増やしていくことが必要**。  ・大阪府内では、**分別・リサイクルされない容器包装プラスチックの可燃ごみへの混入（混入率：13％(2014～2019年度府平均)）が多く**、新型コロナウイルスの影響でワンウェイの容器包装プラスチックの利用も増えているため、**府民や事業者によるワンウェイプラスチック使用の一層の削減が必要。**  ・物を販売せずにサービスを提供するシェアリング（車、住宅、映像、音楽、傘等）や使い終わった製品をWEB上で個人取引するフリーマーケット（メルカリ等）が普及してきたが、**廃棄物のリデュースやリユースにつながるこれらの新たなサービスの利用をさらに促進していくことが必要**。  ・可燃ごみに占める生ごみは、３～４割と多いが、生ごみ処理機の導入支援を行う市町村数は横ばいであり、使用せずに捨てられる「手つかず食品」や「食べ残し」等の食品ロスが依然多く含まれているため、**家庭における食品ロスを一層削減していくことが必要**。 | ●生活系ごみの排出削減  （可燃ごみの有料化、ワンウェイプラスチックの削減、リユースの推進等）  ●家庭における食品ロス発生抑制の啓発  （市町村や廃棄物減量等推進員との連携　等） |
| 事業系  ごみ | 129万ｔ | 126万ｔ  (－3万t) | ・資源化可能な紙類の搬入禁止（3市）  ・プラスチックごみの搬入禁止（7市町）  ・小売業や外食産業からの食品ロスを削減するために、食べ残しゼロ協力店の登録制度を運用（5市） | ・大阪府は、**事業所数（2016年度：約42万）が全国で２番目に多く、事業系ごみの排出量も多いが、事業系ごみ処理料金が他都府県と比べて安い**ことなどから、資源化可能な紙ごみが多く（可燃ごみへの混入率：17％(2014～2019年度府平均)）含まれており、これらの搬入禁止を行う市町村も少ないため、今後、**市町村への搬入規制や指導などを強化していくことが必要**。  ・本来、**産業廃棄物であるプラスチックごみが市町村の焼却工場に多く持ち込まれており**（可燃ごみへの混入率：16％(2014～2019年度府平均)）、これらの搬入禁止を行う市町村も少ないため、今後、**市町村への搬入規制や指導などを強化していくことが必要**。  ・スーパー等の小売店や飲食店においては、「売れ残り」や「食べ残し」の食品廃棄物が多く発生しており、これらを削減するための制度を持つ市町村が少ないため、今後、市町村と連携して**事業系の食品ロスの一層の削減が必要**。 | ●事業系ごみの排出削減  （資源化可能な紙ごみや産業廃棄物であるプラスチックごみの分別排出の推進）  ●小売業や外食産業における食品ロスの排出削減  　（適正受発注、商習慣の見直し、持ち帰り等の推進） |
| 最終処分量 | | 39万t | 37万t  (－2万t) | ・近隣府県市町村と協力して大阪湾フェニックス事業を推進し、最終処分場を確保（大阪沖処分場、神戸沖処分場）。 | ・近畿２府４県168市町村は、大阪湾に埋立処分場を設置し、1990年以降、域内からの廃棄物の最終処分を行っているが、2032年度には埋立が終了する見込みのため、**さらなる３Rを推進することで現在の処分場を延命させるとともに、新たな最終処分場を確保していくことが必要**。 | ●大阪湾広域処理場整備促進協議会の参加自治体による３Ｒの推進  ●最終処分場の確保の推進（第３期大阪湾フェニックス計画の推進） |
| 再生利用率 | | 13.8% | 13.0%  (－0.8%) | ・容器包装リサイクル法に基づく分別  収集  （紙製容器包装：15市町村）  （プラスチック製容器包装：35市町村）  ・市町村が奨励金を支給し、自治会等が古紙や古布の集団回収を実施（41市町村）  ・「大阪府リサイクル製品認定制度」を運用し、リサイクル事業者を育成するとともに、府民に認定製品を啓発。  （認定数：257製品(2020年３月時点）) | ・大阪府内では、缶、ビン、ペットボトルは４３市町村が分別収集しているが、**紙製容器包装や容器包装プラスチック等を分別収集していない市町村があるため、今後、それらを分別収集する市町村を増やしていくことが必要**。  （参考１）生活系可燃ごみへの資源化可能な紙ごみ混入率：13％(2014～2019年度府平均）  （参考２）生活系可燃ごみへの容器包装プラスチック混入率：13％(2014～2019年度府平均）  ・デジタル化の進展等により、全国の新聞発行部数が減少傾向（2014年度：453万部→2019年度：378万部）で、紙類の集団回収量も減少（2015年度：19万トン → 2019年度：15万トン）しており、**近年、再生利用率が下がる傾向にあるため、新聞や雑誌等の紙類の排出減少を踏まえて、再生利用率の目標を設定することが必要**。  ・廃プラスチック類は、アジア諸国による輸入規制を受けて、国内の資源循環を一層進めることが求められており、国は容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を検討しているため、廃プラスチックを原料としたリサイクル製品を普及するとともに、**国の動向も踏まえて、市町村による製品プラスチックの分別回収・リサイクルを推進していくことが必要**。  ・国内飲料メーカー各社は、2030年までに飲料用ペットボトルについて、廃ペットボトルを50～90%使用して製造する目標を掲げており、現在の４倍の汚れていない廃ペットボトルが必要となるため、**市町村や小売事業者等と連携してペットボトルのボトルtoボトルリサイクルの一層の推進が必要**。 | ●生活系ごみのリサイクルの推進  （紙製容器包装や容器包装プラスチック等の  分別促進）  ●質の高いリサイクルを推進  （例：ペットボトルのボトルへのリサイクル　等） |

**その他重要事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害廃棄物の適正処理の備え | ・災害廃棄物処理計画を策定（16市町） | ・2018年には大阪府北部地震や台風21号等の自然災害が発生するなど、近年、自然災害が頻発しているが、災害廃棄物処理計画を策定している市町村が少ないため、**市町村の災害廃棄物処理体制の整備を支援していくことが必要**。  ・南海トラフ巨大地震も今後30年以内に起きる確率が70％～80％（政府の地震調査委員会）と予測されており、大阪府域で最大約２千万トンの災害廃棄物が発生すると推計されているため、**被災市町村が早期に復旧復興を図れるよう、近畿圏を中心として民間事業者や他の地方公共団体の支援を受ける体制の整備が必要**。 | ●市町村の災害廃棄物処理体制構築の推進  （市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援、発災時の初動対応を円滑に行うための仕組みづくり・人材育成等）  ●広域的な処理体制の構築  （平常時から国・地方公共団体・民間団体等との協力・連携体制を整備） |

**（２）産業廃棄物**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 目標項目 | | H26年度  (2014) | R1年度  (2019) | 主な取組の実施状況 | 現状と課題 | | 今後の取組を考える上での視点 |
| 排　出　量 | | 1,518万ｔ | 1,357万ｔ  (－161万t) | ・産業廃棄物の多量排出事業者への指導、助言  （R1年度(2019)　 多量計画書提出件数：332件）  ・産業廃棄物の排出事業者への排出抑制等推進のため、説明会を開催、立入検査を実施  （R1年度(2019)年度　説明会回数： 15回、  立入回数：234回） | 建　設　業 | ・建設廃棄物の排出量は削減されているものの、今後、解体による建築廃棄物の増加が見込まれており、**解体時において更なる分別・再生利用が必要**  ・将来、解体した際に、分別や再生利用を考慮した建築物となっていない | ●建築物の長寿命化を普及させる取組み  ●解体や廃棄時に、他の原料として再利用することを前提にした設計や建築（大阪・関西万博でモデル的な取組み） |
| 製　造　業 | ・排出量は減少しているが、再生利用率は減少していることから、排出量削減とともに**再生利用の促進も必要** | ●製造段階で不要になったものでも、製造工程への再投入や他の製品原料として再利用可能なものを積極的に利用 |
| 再生利用率 | | 32% | 32.4%  (＋0.4%) | ・産業廃棄物の排出事業者へのリサイクルの推進のため、説明会や立入検査を実施  ・建設混合廃棄物について、事業者向けのリーフレットを作成し、説明会や立入の際に周知  （R1年度(2019)年度　説明会回数：３回）  ・府市の建築・環境部局合同の府内一斉パトロールの実施 （不適正処理防止推進強化月間：６、11月）  ・大阪府の建設工事において、再生骨材コンクリートを使用できるよう、仕様書を改訂 | 建　設　業 | ・建設廃棄物の再生利用は、一定程度は進んでいるものの、建設混合廃棄物は減っておらず、**混合廃棄物の再生利用率も依然として低い** | ●引き続き分別を徹底することで、混合廃棄物の発生割合を下げることにより、再生利用率を上げる取組み  ●今後想定される、「太陽光パネルの廃棄」が短期に集中する問題に備えた、再資源化の受け皿の検討 |
|  | 排出量から減量化量を除いた再生利用率 | 92.7% | 91.8% | 製　造　業 | ・再生利用率が減少しており、製造工程から出る端材等副産物の再生利用率は頭打ちの状況。さらなる向上には**一層の意識改革や新たな技術革新などが必要**  ・排出者が、分別・再資源化された後の利用方法まで把握していないなど、再生利用に対する意識が不十分 | ●排出段階での分別の促進とともに、リサイクルの質を上げていく（例：サーマル→ケミカル、ケミカル→マテリアル等）取組み  ●分別・再資源化されたものが、どのように有効利用されているか、リサイクルの質を排出者が把握することで、さらなる取組みにつながる仕組みづくり |
| 最終処分量 | | 38万ｔ | 40万ｔ  (＋2万ｔ) | ・産業廃棄物の排出事業者へのリサイクルの推進の啓発のため、説明会や立入検査を実施（再掲）  ・建設混合廃棄物について、事業者向けのリーフレットを作成し、説明会や立入の際に周知（再掲） | 建　設　業 | ・建設廃棄物の再生利用は、一定程度は進んでいるものの、建設混合廃棄物は減っておらず、最終処分量の削減も進んでいない（再掲） | ●引き続き分別を徹底することで、混合廃棄物の発生割合を下げることにより、最終処分量を減らす取組み（再掲） |
|  | 排出量から減量化量を除いた最終処分率 | 7.3% | 8.2% | 製　造　業 | ・最終処分量の削減は頭打ちの状況であり、さらなる削減には**一層の意識改革や新たな技術革新などが必要**（再掲） | ●直接埋立及び単純焼却をやめ、リサイクル（より質の高いリサイクルを目指す）を促進する取組み |